

三股町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町政の円滑な運営を図るため、町長等が町を代表し外部の個人または団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第 2 条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 三股町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
 - (2) 三股町勢の伸展に功績があったもの
 - (3) 災害、事故等により被害を受けたもの
 - (4) 町長が特に必要と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体またはその支部に対するものには、支出しないものとする。

(支出区分等)

第 3 条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

| 支出区分 | 内 容 | 金 額 等 |
|-------------|--|---------------------|
| 会 費 | 会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費及び会費が不明の各種懇親会等の参加にかかる経費 | 会費の額または実費相当額 |
| 慶 事 | 慶事及び飲食を伴う総会等の各種行事に係る経費 | 別表 1 に定める額等 |
| 弔 事 | 葬儀等における香典、供花等に係る経費 | 別表 2 に定める額等 |
| 見 舞 | 病気、災害、事故等の見舞に係る経費 | 社会通念上、妥当と認められる額(※1) |
| 協 賛 | 町費からの助成又は補助がなく、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに係る経費 | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 激 励 (※2) | 全国大会等に出場する団体、個人を激励するための経費 | 30,000 円以内 |
| その他 | その他町政運営上、町長が特に支出する必要があると認められる経費(贈呈、謝意、その他) | 社会通念上、妥当と認められる額 |

※1 名誉町民、県議会議員、町議会議員、監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員、自治公民館連協長、正副消防団長等が1ヶ月以上に及ぶ入院をしたとき
(ただし、病状その他の状況により期間を短縮して行なうことができる。)

※2 激励の場合、団体に30,000円、個人に10,000円とする。

(交際費の公表)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
 - (2) 支出区分
 - (3) 支出内容
 - (4) 支出金額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項の規程にかかわらず、支出内容について特段の配慮が必要な場合は、当該支出相手方の個人名等は公表しないものとする。
- 3 公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。
- 4 公表は、三股町地域政策室において縦覧に供するとともに、三股町のホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1
慶事基準

| 内 容 | 祝 金 | 品 物 | 備 考 |
|--------------|------------|-----|---------|
| 各種祝賀会 | 10,000 円以内 | ○ | どちらかに限る |
| 式典(飲食を伴うもの) | 10,000 円以内 | ○ | どちらかに限る |
| 総会・大会後懇親会 | 実費相当額 | ○ | どちらかに限る |
| 敬老会等(自治公民館等) | 実費相当額 | ○ | どちらかに限る |
| 町長が必要と認めた場合 | 10,000 円以内 | ○ | どちらかに限る |
| 早馬まつり奉納踊り | 5,000 円 | | |

別表第 2
弔事基準

| 種 別 | 本 人 | | | 家 族 | | 備 考 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------|
| | 花 輪 | 香 典 | 弔 電 | 香 典 | 弔 電 | |
| 全町民 | | | ※ | | | ※特に必要と認める場合 |
| 名誉町民 | ○ | ○ | ○ | | | 10,000 円 |
| 町議会議員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10,000 円、家族 5,000 円 |
| 元町議会議員 | | ○ | ○ | | | 3 期以上 5,000 円 |
| 県議会議員(町内) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10,000 円、家族 5,000 円 |
| 元県議会議員(町内) | | ○ | ○ | | | 5,000 円 |
| 代表監査委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5,000 円、家族 3,000 円 |
| 元代表監査委員 | | ○ | ○ | | | 3 期以上 5,000 円 |
| 選挙管理委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5,000 円、家族 3,000 円 |
| 元選挙管理委員 | | ○ | ○ | | | 3 期以上 5,000 円 |
| 教育委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5,000 円、家族 3,000 円 |
| 元教育委員 | | ○ | ○ | | | 3 期以上 5,000 円 |
| 農業委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5,000 円、家族 3,000 円 |
| 元農業委員 | | ○ | ○ | | | 4 期以上 5,000 円 |
| 正副団長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10,000 円、家族 3,000 円 |

| 種 別 | 本 人 | | | 家 族 | | 備 考 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|
| | 花 輪 | 香 典 | 弔 電 | 香 典 | 弔 電 | |
| 元正副団長 | | ○ | ○ | | | 3期以上 5,000円 |
| 県内最高齢者となった町民 | ○ | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 町職員 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 10,000円 |
| 委託職員 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 町二役・教育長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 10,000円、家族 5,000円 |
| 元町三役・元教育長 | ○ | ○ | ○ | | | 5,000円花輪は町長1期、その他2期以上 |
| 固定資産評価審査委員 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 人権擁護委員 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 民生委員 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 消防団部長 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 町単位の民主団体の長 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 元町単位の民主団体の長 | | ○ | ○ | | | 3,000円 |
| 誘致企業の長 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 災害被災者 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |
| 消防団員 | | ○ | ○ | | | 5,000円 |

※ 家族とは、配偶者・実父母・同居の実子・養父母・儀父母をいう。

※ 花輪は生花に替えることができる。